

赤穂市児童手当特別給付金のご案内

(国の子育て世帯への臨時特別給付金 1万円+市独自上乗せ分 1万円)



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年3月31日時点で赤穂市にお住まいで、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※特例給付の受給者は支給対象外となります。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、2万円です。

※国の子育て世帯への臨時特別給付金1万円に、市独自の給付金として、1万円を上乗せして支給します。

4. 申請は必要ですか？

・公務員以外の方は、「申請は不要」です。

※希望しない場合は、6月5日（金）までに、「受取拒否の届出書」を郵送してください。郵送料はご自身の負担でお願いします。

・公務員の方は、5月25日（月）から10月30日（金）までの間に、各所属庁から配布される申請書を赤穂市子育て支援課に提出してください。

5. どんなかたちで、いつもらえるの？（支給方法、支給時期）

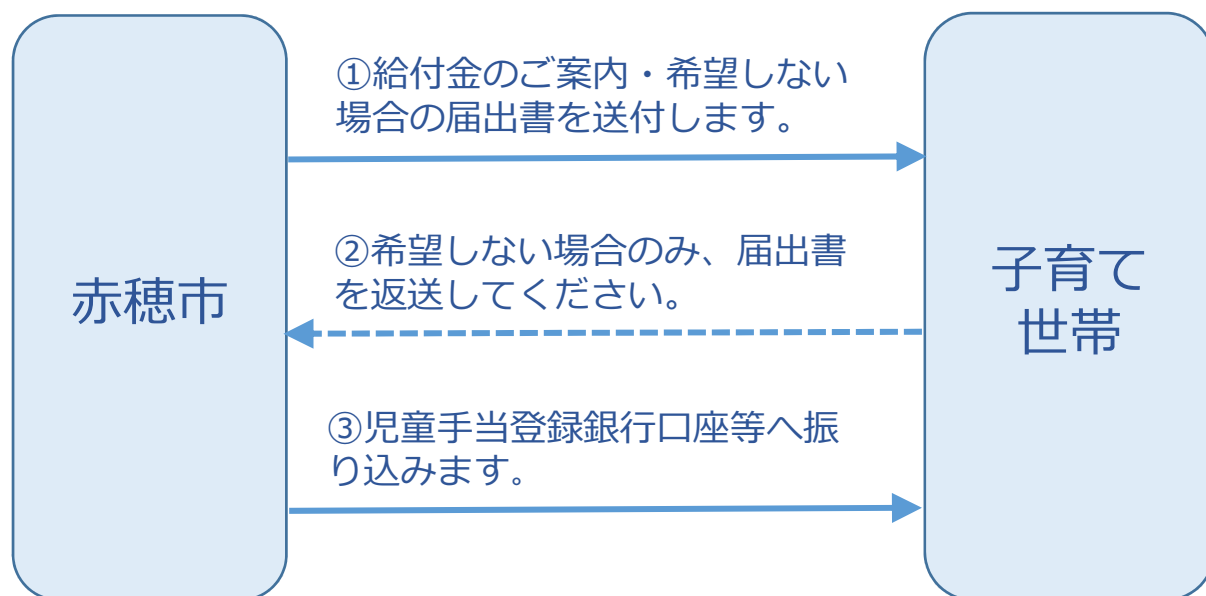
・令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座へ6月29日（月）に振り込み予定です。

・公務員の方は、6月10日（水）までに受付したものは、6月29日（月）に支給予定です。これ以降に受け付けたものは審査後、随時支給します。

※3月31日時点で指定していた児童手当の口座を解約するなど、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、赤穂市子育て支援課までご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

公務員以外の方は、次のフロー図のとおり申請は不要です。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「赤穂市児童手当特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転出された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、赤穂市児童手当特別給付金の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。

住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

赤穂市児童手当特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



赤穂市役所 健康福祉部子育て支援課

電話：0791（43）6808

「赤穂市児童手当特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに赤穂市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに赤穂市の窓口又は最寄りの警察署までご連絡ください。